

## NACCS プリンタ検証サービス実施要領

### (目的)

第1条 この「NACCSプリンタ検証サービス実施要領」(以下「実施要領」という。)は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「センター」という。)が提供するNACCSプリンタ検証サービス(以下「検証サービス」という。)について、「NACCSプリンタ検証サービス利用契約約款」の規定に基づき、仮申込みから「NACCSプリンタ検証合格通知書」(以下「合格通知書」という。)を交付するまでの手続きについて必要な事項及び検証サービスを利用したい者(以下「申込者」という。)が負担すべき経費について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 実施要領においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 検証サービス 申込者が、NACCSプリンタとして認定されることを目的として、センターの指示に従い当該認定に必要な納付書を印刷する予定のプリンタ(以下「検証依頼プリンタ」という。)を自己の負担で準備し、センターが有償により各種の動作確認(以下「検証」という。)を行うことをいう。
- (2) 納付書印刷用プリンタ センターが日本銀行OCRで正確に読み取り可能なOCRの印字(OCR-Bフォントを使用)が出力できることを検証した結果、合格通知書が交付されたプリンタをいう。
- (3) NACCSプリンタ 納付書印刷用プリンタ単体で販売(売買契約だけでなく、賃貸借契約を含む。)されるプリンタをいう。
- (4) OCR-Bフォント OCR装置で読みとれるように日本産業規格(JIS規格)で規格化されたフォントをいう。
- (5) 合格通知書交付者 第12条第1項において合格通知書を交付された申込者のことをいう。
- (6) 書面検証サービス 第4条に規定するものをいう。
- (7) 実機検証サービス 第5条に規定するものをいう。

### (検証サービスの種類)

第3条 検証サービスは、「書面検証サービス」と「実機検証サービス」の2種類とする。

2 検証サービスは、原則として「実機検証サービス」によるものとする。なお、合格通知書交付者に係る合格通知書の交付を受けた納付書印刷用プリンタから、以下の内容が仕様変更になっていない場合のみ「書面検証サービス」によるものとする。この場合、申込者と合格通知書交付者は同一の者とする。

- (1) プリンタ本体のファームウェア(バージョンアップが同一系統でない場合は不可)
  - (2) プリンタドライバ(バージョンアップが同一系統でない場合は不可)
  - (3) 印字について影響のあるソフトウェア(バージョンアップが同一系統でない場合は不可)
  - (4) OCR-Bフォントの正常出力
  - (5) 印字解像度
  - (6) その他印字性能(印字速度等の変更がある場合は不可)
- 3 センターは、申込者に係る検証サービス料金がセンターに対して支払われたことを確認した後でなければ、検証サービスを実施しないものとする。

### (書面検証サービス)

第4条 申込者は、書面検証サービスを利用する場合には、合格通知書交付者に係る合格通知書の交付を受けた納付書印刷用プリンタとNACCS掲示板に掲載している「NACCSプリンタ検証サービス利用契約申込書」(以下「申込書」という。)に入力された検証依頼プリンタの性能が明確に比較できる資料(カタログのスペック表等)を申込書に添付し、センターに対して提出するものとする。なお、センターは申込者から提出された資料は返却しないものとする。

(実機検証サービス)

第5条 申込者は、実機検証サービスを利用する場合には、検証に必要な検証依頼プリンタをセンターが指定した搬入日時にセンターの指示どおりに搬入し、必要な設定を行ったうえで検証作業に立会うものとする。なお、搬入日時までに搬入が行われなかった場合は、センターは当初予定していた日程で検証サービスを実施することなく、別途日程を調整するものとする。

2 申込者は、検証を行った検証依頼プリンタをセンターが指定した搬出日時までに搬出するものとする。なお、搬出日時を過ぎても搬出が行われなかった場合、センターは外部の業者へ当該検証依頼プリンタの保管を依頼するものとし、申込者は当該検証依頼プリンタの搬出、保管などに要した一切の費用をセンターに対して支払うものとする。

(仮申込み)

第6条 申込者は、予め必ず仮申込みを行うものとする。

2 仮申込みにあたっては、NACCS掲示板に掲載している「NACCSプリンタ検証サービス利用契約仮申込書」(以下「仮申込書」という。)をダウンロードして利用することとし、必要事項を入力の上仮申込書を電子メールによりセンターNACCSプリンタ担当宛に送信するものとする。なお、検証サービスは、1台の検証依頼プリンタを最小の単位(1台)として取り扱うものとしているため、1台につき仮申込書1枚の入力が必要であることに留意するものとする。

3 仮申込書への入力にあたり、検証希望日は仮申込書の送信日から15営業日(注)以上先であり、かつ、3ヶ月以内のセンターの営業日を入力することとする。

(注) 土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

4 センターは、仮申込みを行った者(以下「仮申込者」という。)が送信した仮申込書の内容について、入力漏れ、入力誤り等がある場合には、仮申込者に対して仮申込書の訂正又は再度送信を指示するものとする。

5 センターは仮申込書の内容に誤りがない場合には、仮申込書の内容に基づき実施する検証サービスの内容を確認するとともに、利用の対価として、センターが検証を実施するために必要な経費(以下「検証サービス料金」という。)を仮申込者に対し、通知するものとする。

(申込み)

第7条 申込者は、前条の仮申込みを行った後申込みを行うものとする。

2 申込みにあたっては、NACCS掲示板に掲載している申込書をダウンロードして利用することとし、必要事項を入力の上申込書を電子メールによりセンターNACCSプリンタ担当宛に送信するものとする。なお、検証サービスは、1台の検証依頼プリンタを最小の単位(1台)として取り扱うものとしているため、1台につき申込書1枚の入力が必要であることに留意するものとする。

3 申込書への入力にあたり、検証希望日は申込書の提出日から10営業日以上先であり、かつ、3ヶ月以内のセンターの営業日を入力することとする。

4 センターは、申込者が提出した申込書の内容について、入力漏れ、入力誤り等がある場合には、申込者に対して申込書の訂正又は再度提出を指示するものとする。

5 センターは、申込書を受理した場合には、申込書の内容に係る検証サービス料金について、請求書を申込者に対し、5営業日以内に電子メールにて送信するものとする。

(実機検証サービス料金)

第8条 実機検証サービスに係る検証サービス料金は、1台から4台までについては次の表のとおりとし、5台以上については、増加する台数に応じて1台から4台までの料金をそれぞれ加算するものとする。

1台	2台	3台	4台
86,867円	123,967円	161,067円	198,167円

(表示金額には消費税等は含まれない)

(書面検証サービス料金)

第9条 書面検証サービスに係る検証サービス料金は、1台から4台までについては次の表のとおりとし、5台以上については、増加する台数に応じて1台から4台までの料金をそれぞれ加算するものとする。

1台	2台	3台	4台
36,199円	49,499円	62,799円	76,099円

(表示金額には消費税等は含まれない)

(検証サービス料金の支払い)

第10条 申込者は、センターから検証サービス料金の請求を受けたときは、センターが指定する期日までに当該請求書に基づき所定の方法でセンターに対し支払うものとする。また、支払い期限までに検証サービス料金の入金が確認できない場合は、仮申込書から再度申込みするものとする。

(実機検証サービス後の再検証の対応)

第11条 実機検証サービス後の再検証は、検証結果が不合格であったものに対し、再度検証が必要である場合に対応する。また再検証費用については、第8条または第9条の検証サービス料金を第10条に定める期日、方法で申込者がセンターに対し支払うものとする。また、再検証機器の搬入、搬出費用については申込者が負担するものとする。

(合格・不合格の通知)

第12条 センターは、申込者に対し検証日より概ね3ヶ月以内に可否の通知を行うものとする。また、合格となった場合には「合格通知書」を交付するとともに、NACCS掲示板にその内容を掲載するものとする。

2 不合格となった場合には、センターは「不合格通知書」を申込者に対し交付する。

(NACCSプリンタベンダーの新規参入と撤退について)

第13条 申込者が新規にNACCSプリンタベンダーとして参入する場合は、NACCSプリンタの検証に合格し、合格通知書の交付を受け、NACCS掲示板に掲載されたことをもって正式に新規NACCSプリンタベンダーとして参入を認めるものとする。また、NACCSプリンタベンダーを撤退する場合は、事前にセンターにメールまたは書面等で申し出を行い、NACCS掲示板にあるNACCSプリンタベンダー情報から削除されることをもって撤退とする。

(実施要領の変更)

第14条 センターは、申込者の了承を得ることなく、実施要領を随時変更・改訂することができることとし、申込者はこれを承諾するものとする。なお、この場合には、申込者の申込みに係る事項について改定後の実施要領を適用するものとする。

2 変更後の実施要領については、センターが別途定める場合を除き、NACCS掲示板に掲載した時点より、効力を生じるものとする。

(準用規定)

第15条 申込者の責に帰すべき内容により検証サービス料金以外の費用をセンターが負担した場合には、センターは申込者に対し当該負担した費用を請求するものとし、その請求については、第10条の規定を準用するものとする。

附則 (平成21年7月1日)

(実施期日) 本実施要領は、平成21年7月1日より適用する。

附則 (平成30年1月19日)

(実施期日) 本実施要領は、平成30年1月19日より適用する。

附則(平成30年2月9日)

(実施期日) 本実施要領は、平成30年2月9日より適用する。

附則(令和元年7月17日)

(実施期日) 本実施要領は、令和元年7月17日より適用する。

附則(令和3年7月6日)

(実施期日) 本実施要領は、令和3年7月6日より適用する。

附則(令和7年1月14日)

(実施期日) 本実施要領は、令和7年1月14日より適用する。